

タブレット端末の貸与について

〈目次〉

- 1…1人1台タブレット端末等の貸与に係る手続き及びオンライン授業等の実施について
 - 2,3…タブレット端末使用条件
 - 4,5…タブレット端末等貸与要綱
 - 6~9…Wi-Fi（無線 LAN）への接続の仕方
 - 10,11…伊丹小学校 タブレット活用のルール（低学年版）
 - 12,13…伊丹小学校 タブレット活用のルール（中・高学年版）
 - 別紙…タブレット端末・モバイルルータ貸与申請書兼同意書（提出後、学校保管となります。）
- ※貸与されるモバイルルータを使用する際の SIM カードについては、
各ご家庭で契約して頂き、利用料金は保護者負担となりますのでご了承ください。

令和3年5月14日

保護者 様

伊丹市教育委員会
伊丹市立伊丹小学校
校長 礪田かおり

1人1台タブレット端末等の貸与に係る手続き及び オンライン授業等の実施について

平素は、本市ならびに本校の教育活動にご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

本市におきましては、ICTを効果的に活用した教育を推進するために、1人1台タブレット端末等を整備しております。

このタブレット端末は全ての児童が卒業するまで活用いただくこととしており、学校内のほか、家庭等においても持ち帰り学習として活用いただくことを可能としておりますが、**本市の備品であることから、貸与の手続きが必要**となります。

つきましては、お手数ですが、「タブレット端末等貸与要綱」、「タブレット端末等使用条件」をご確認の上、「タブレット端末・モバイルルータ貸与申請書兼同意書」に必要事項をご記入・ご署名の上、令和3年5月21日(金)までに、【担任】まで「タブレット端末・モバイルルータ貸与申請書兼同意書」をご提出いただきますよう、お願いいたします。

併せまして、オンライン授業等を配信する際は黒板を中心とした授業風景を基本とし、学級内の児童生徒ができるだけ映らないよう配慮いたしますが、授業内容により児童生徒の音声や映像が流れる場合があります。実施にあたり、不明な点がある場合は担任までご連絡ください。

1. 「タブレット端末・モバイルルータ貸与申請書兼同意書」の記入方法について

太枠内のみご記入ください。

- ・「申請者」欄に住所・保護者名(自署)・電話番号をご記入ください。
- ・「児童生徒」欄に当該学校に在学している児童の氏名を記入してください。
- ・「貸与品」欄には希望される機器の【 】に「○」を記入してください。
モバイルルータの欄に○をされる方は、インターネット環境が整備されていないご家庭のみとさせていただきます。

2. オンラインで授業等を実施する際の留意点

オンライン授業等を受講する際は、以下を遵守願います。

- ①授業の内容は録音・録画しないこと。
- ②授業内で使用される個人情報(氏名、写真・映像、学習状況等)を外部に漏らさないこと。
- ③授業内で使用される著作物(教材の画像・音声・動画等)を外部に漏らさないこと。

※オンライン授業等の内容をSNS等を通じて公開したり、第三者に送信・提供したりする行為は、個人情報の漏洩や肖像権・著作権侵害にあたる可能性があります。

令和3年5月14日

保護者様

伊丹市教育委員会
伊丹市立伊丹小学校
校長 礒田かおり

タブレット端末等使用条件

1 タブレット端末（端末）やモバイルルータ（ルータ）を借り受けた児童生徒と保護者の皆さんは、注意をもって正しく使用・管理してください。

2 端末及びルータの使用については、次の行為を遵守してください。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 学校が認めた学習活動等（家庭等における場合のものを含む。）以外の目的で使用しないこと(2) 設定等を変更しないこと(3) 個人情報等重要データを保存しないこと(4) 他のソフトやアプリケーションをインストールしないこと(5) 目的外のインターネットの使用は行わないこと(6) セキュリティの維持に努めること(7) ID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと(8) 他者に使用させ、又は転貸しないこと(9) 売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと(10) 他者に対し被害や悪影響を与えないこと(11) 学校が別に定める規定等に反する行為を行わないこと |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

3 学校から端末及びルータの利用及び管理に関して別に指示があった場合は、その指示に従ってください。

4 定められた使用条件に違反した場合又は特に必要と認める場合、端末及びルータを返却していただくことがあります。その場合には、直ちに返却をお願いします。

5 端末及びルータの貸与料は無料です。

ルータの通信料は、保護者負担です。通信会社との契約及びインターネット接続設定は保護者の方等で行ってください。

6 貸与期間は、次のとおりです。

- ・端末：伊丹市立小学校、中学校及び特別支援学校に在学する期間
- ・ルータ：伊丹市立小学校、中学校及び特別支援学校に在学し、家庭等でのインターネット環境が整備されるまでの期間

※貸与物品は、実際に在学する各学校の端末です。

7 返却などについて

- (1) ルータを借り受けた後に、家庭等でインターネット環境を整備された場合は、速やかにルータを校長（学校）へ返却してください。
- (2) 児童生徒が、在学する当該学校から伊丹市立以外の学校へ転出又は伊丹市立以外の中学校へ進学、もしくは伊丹市立の中学校から卒業する場合は、速やかに端末及びルータを当該学校の校長（学校）へ返却してください。
- (3) 児童生徒が、在学する当該学校から伊丹市立の学校へ転出又は伊丹市立の中学校へ進学する場合は、速やかに端末及びルータを当該学校の校長（学校）へ返却し、あらためて転出先又は進学先の学校の校長（学校）へ申請書を提出し借り受けてください。

8 自己の過失や故意により端末及びルータを破損又は紛失等した場合は、直ちに学校へ連絡してください。 端末及びルータに係る修理費等は自己負担とします。

なお、住居侵入等による第三者による盗難等、使用者の責に帰さない事象については、警察へ被害届を提出し、被害届受理番号を確認してください。

9 その他、端末及びルータの使用に際しては、学校の指示に従ってください。

タブレット端末等貸与要綱

伊丹市教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市立小学校、中学校及び特別支援学校に在学の児童生徒（以下「児童生徒」という。）が、学校教育活動の一環として行う学習活動等（家庭等における場合のものを含む。）において使用するタブレット端末（以下「端末」という。）及び家庭等における場合でインターネットを利用するために必要となるモバイルルータ（以下「ルータ」という。）を、教育委員会が調達する範囲内で児童生徒へ貸し付けることについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び貸与物品)

第2条 児童生徒について、端末を貸し付ける。

- 2 インターネット環境が整備されていない家庭等の児童生徒について、ルータを貸し付ける。
- 3 貸し付ける端末は、児童生徒が在学する学校に配備されたもの又は当該学校の校長が管理するものを充てる。
- 4 ルータの貸与は、次の各号の順とする。
 - (1) 生活保護教育扶助世帯・就学援助世帯で中学校3年生又は小学校6年生
 - (2) 中学校3年生又は小学校6年生
 - (3) 生活保護教育扶助世帯・就学援助世帯の児童生徒（高学年から優先とする）
 - (4) 前各号に定めるもののほか、校長が必要と認める環境が整備されていない児童生徒

(申請)

第3条 申請は、タブレット端末・モバイルルータ貸与申請書兼同意書（以下「申請書」という。）を在学する学校の校長へ提出するものとする。

- 2 児童生徒が、在学する当該学校から伊丹市立の学校へ転出又は伊丹市立の中学校へ進学する場合は、あらためて転出先又は進学先の学校の校長へ申請書を提出するものとする。

(審査)

第4条 学校は、ルータを貸し付ける場合については、前条の規定により提出された申請書を教育委員会へ提出する。また、学校は申請書内の学校使用欄へ記入、押印し、保管する。

- 2 申請書の内容に変更が生じた場合（学校名を除く。）は、再度申請書を提出するものとする。

(貸与期間及び貸与料等)

第5条 端末の貸与期間は、児童生徒が伊丹市立小学校、中学校及び特別支援学校に在学する期間とし、ルータの貸与期間は、児童生徒が伊丹市立小学校、中学校及び特別支援学校に在学し、当該児童生徒の家庭等でのインターネット環境が整備されるまでの期間とする。

2 端末及びルータの貸与料は無料とする。

(管理)

第6条 学校は、タブレット端末等貸与簿（以下「貸与簿」という。）を作成し、校長の責任において管理する。

2 学校は、貸与状況に変更が生じた場合は、貸与簿に記載しなければならない。

3 校長は、教育委員会の求めがあった場合は、当該貸与状況を報告しなければならない。

(返却)

第7条 児童生徒が、在学する当該学校から伊丹市立以外の学校へ転出又は伊丹市立以外の中学校へ進学並びに伊丹市立の中学校から卒業する場合は、速やかに端末及びルータを当該学校の校長へ返却しなければならない。

2 家庭等でのインターネット環境が整備された場合は、速やかにルータを校長へ返却しなければならない。

3 校長から特に返却の要請があった場合は、速やかに端末及びルータを校長へ返却しなければならない。返却の要請を受けた後、再び貸与を希望する場合は、再度申請書を校長へ提出するものとする。

4 学校は、返却された端末及びルータを貸与簿の内容と照合し、確認できれば、貸与簿の終了日に記入する。

(破損又は紛失等)

第8条 端末及びルータを破損又は紛失等した場合は、直ちに学校へ連絡しなければならない。

2 校長は、前項の連絡があった場合、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から適用する。

Wi-Fi（無線 LAN）への接続の仕方

1. iPad で「設定」から「Wi-Fi」をオンする

iPad のホーム画面から「設定」をタップします。「Wi-Fi」設定画面を表示し、「Wi-Fi」をオンにします。



1. ホーム画面で「設定」をタップします



2. 「Wi-Fi」を選択し、Wi-Fi をオンにします

2. 接続したい Wi-Fi ネットワークを選択する

Wi-Fi 機能を"オン"にすると、「ネットワークを選択...」欄に接続できるネットワーク一覧が表示されます。接続したい Wi-Fi ネットワークをタップして選択します。

パスワードで保護されている Wi-Fi ネットワークの場合、接続にはパスワード(セキュリティキー)が必要になります。パスワード入力画面が表示されるので、パスワードを入力し、「接続」をタップします。



1. 接続したい Wi-Fi ネットワークを選択します
2. 「パスワード」を入力して「接続」をタップします

3. Wi-Fi ネットワークに接続される

接続している Wi-Fi ネットワークには"チェックマーク"が表示されます。また、iPad の画面上部のステータスバーに Wi-Fi 接続アイコンが表示されます。



1. Wi-Fi ネットワークに接続されます



2. Wi-Fi 接続中は接続アイコンが表示されます

無線 LAN(Wi-Fi)ルーター本体を確認する

Wi-Fi ネットワークに接続するためのパスワード(暗号キー)の初期値は、自宅に設置されている無線 LAN(Wi-Fi)ルーター本体に記載されている場合があります。パスワードを初期値から変更していない場合は、無線 LAN ルーター本体上の"暗号キー"、"KEY"、"セキュリティキー"などと表示されている文字列がパスワードになります。



無線 LAN(Wi-Fi)ルーター



本体に記載されているパスワードを確認します



伊丹小学校 『タブレット活用のルール』

※むずかしいことばや わからないことばは おうちの人と かくにんしましょう。

べんきょうがよくわかり、いろいろなことを学ぶためには、タブレットを上手につかうことが大切です。タブレットはべんきょうにやくだててるための どうぐです。べんりなどうぐですが、しんぱいなこともたくさんあります。みなさんはこのルールをまもり、タブレットを「安心・安全・快適」に活用しましょう。

1 もくてき

- ・学校でかし出すタブレットは、べんきょうのために つかうものです。あそびでは使いません。

2 とりあつかい

- ・なくしたり、とられたり、こわしたり、水にぬらしたりしないようにきをつけます。
 - ・もちはこぶときは ケースのふたは きちんとしめます。
 - ・もったまま はしたり、じめんにおいたり、らんぼうにしません。
 - ・水をかけたり、ぬれるようなところでつかったり しません。
- また、日の当たるところや カイロなど、あつくなるばしょや ものの ちかくには おきません。

3 つかいかた

- ・ゆびや せんようのペンを つかってがめんにつれます。
えんぴつやペンでふれたり、らくがきしたり、じしゃくをつけたりは ぜったいにしません。
- ・タブレットをつかうときは、正しいしせいで、がめんがちかづきすぎないように気をつけ、30分にいちどは とおくのけしきを見るなど、ときどき目を休ませます。

4 ネットモラル・個人情報

- ・じぶんのタブレットを人にかしたり、つかわせたりしません。
- ・人をきずつけたりいやな思いをさせたりすることをぜったいにかきこみません。
- ・じぶんや人のこじんじょうほう（なまえやじゅうしょ、しゃしんなど）はインターネット上にあげません。
- ・学校でとったしゃしんなどをインターネット上にあげません。

5 カメラ

- ・先生がきよかしたとき いがいでカメラはつかいません。
- ・カメラでだれかをさつえいするときは、かならずきよかをとりましょう。

6 せつていのへんこう

- ・デスクトップのアイコンのならばかたやいち、はいけいのがぞう、色などのタブレットのせつていは、かつてにかえません。

7 学校でのつかいかた

- ・学校でタブレットをつかうときは、先生のいうことをよく聞きましょう。
- ・休みじかんや ほうかごにつかうときも、先生がみとめたこといがいに つかいません。
- ・学校でのほかんは、かくきょうしつ の じゅうでんほかんこに いきます。
- ・学校のタブレットでつくったデータや インターネットからとりこんだデータ（しゃしんやどうがなど）は、べんきょうで先生がきよかしたものだけ ほぞんします。

8 こまったときは

- ・タブレットやインターネットがつかえなくなり、もとにもどらないときは、すぐに先生にしらせましょう。
- ・もしも あやしいサイトにはいってしまったときは すぐにかめんをとじ、先生にしらせましょう。
- ・こわしてしまったときは、先生に すぐそうだんしましょう。

9 タブレットたんまつを家にもちかえるとき（家でのつかいかたについて）

- ・とうげこうちゅうは タブレットを ランドセルやカバンから 出しません。
- ・タブレットのうえに ものを おいたりしません。
- ・つかうじかんはおうちの人と よくはなしあい、ながいじかんつかわず、きゅうけいしながらつかいます。
- ・ねる30分まえからはつかいません。
- ・いえにもちかえたあとに学校へもってくるときは、いえでしっかりじゅうでんしておきます。
- ・いえで ほかんするときは、おうちの人目のとどくところにおいておきます。
- ・いえでも べんきょうにつかい、こまったことがあれば おうちの人にしらせます。
- ・いえでこわれたり、なくしたりしたときは 学校にれんらくしましょう。





令和3年4月

伊丹小学校『タブレット活用のルール』

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。タブレットはみなさんの学習に役立てるための道具です。便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

そのため、伊丹市では、『タブレット活用のルール』を定めました。

みなさんはこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用しましょう。

1 目的

- ・学校で貸し出すタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。
学習活動に関わる以外に使うってはいけません。

2 取扱いについて

- ・無くしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけます。
- ・持ち運ぶときはケースのふたはきちんとしめます。
- ・持ったまま走ったり、地面に置いたり、乱ぼうに扱ったりしません。
- ・水をかけたり、しっけの多いところで使ったりしません。
また、日光の下やカイロなど、熱くなる場所やものの近くにはおきません。

3 使い方について

- ・指でふれる、または専用のペンを使うようにします。
えん筆やペンでふれたり、落書きしたり、磁石をつけたりなどはぜったいにしません。
- ・タブレットを使用するときは、正しいしせいで、画面に近づきすぎないように気をつけ、30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。

4 ネットモラル・個人情報について

- ・自分のタブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。
- ・だれかをきずついたり、いやな思いをさせたりすることをぜったいに書き込みません。
- ・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号、写真など）はインターネット上にぜったいに上げません。
- ・学校でとった写真などをインターネット上にあげません。

5 カメラについて

- ・先生が許可したとき以外でカメラは使いません。
- ・カメラでだれかをさつえいするときは、必ず許可をとりましょう。

6 設定の変更について

- ・デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などのタブレットの設定は、勝手に変えません。自分や先生や修理する人が使いにくくなり困ります。

7 学校での使い方について

- ・学校でタブレットを使うときは、先生の指示をよく聞きましょう。
- ・休み時間や放課後に使うときも、先生がみとめたこと以外に使ってはいけません。
- ・学校での保管は、各教室の充電保管庫に入れます。
- ・学校のタブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習活動で先生が許可したものだけ保存します。

8 困ったときは

- ・タブレット本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときは、すぐに先生に知らせましょう。
- ・インターネットには制限がかけられていますが、もしもあやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面をとじ、先生に知らせましょう。
- ・こわしてしまったときは、先生にすぐ相談しましょう。

9 タブレット端末を家に持ち帰る場合について（家庭での使い方について）

- ・登下校中はタブレットをランドセルやカバンから出しません。
- ・タブレットの上に物を置きません。
- ・使用の時間はお家の人とよく話し合い、長時間使用せず、休けいしながら使います。
- ・寝る30分前からは使いません。
- ・自宅に持ち帰った後に学校へ持ってくるときは、自宅です分に充電しておきます。
- ・家庭で保管するときは、お家の人の目の届くところに置いておきます。
- ・家庭でも学習以外には使いません。困ったことがあればお家の人に知らせます。
- ・家庭でこわれたり、なくしたりしたときは学校に連絡しましょう。

